3　前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　旧地方法人特別税に係る払込予定額　なお効力を有する廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる旧地方法人特別税として納付された額をいい、旧地方法人特別税に係るなお効力を有する廃止前暫定措置法第十三条第三項に規定する還付金等について法附則第四条の規定により適用される法第十二条第二項の規定の適用がある場合には当該額に同項の規定により加算するものとされた額を加算した額をいう。

二　旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額　法附則第四条に規定する還付することとした旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額又は同条に規定する控除されなかった額であって、同条の規定により適用される法第十二条第一項本文の規定の適用があるものをいう。

三　特別法人事業税に係る払込予定額　法第十条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる特別法人事業税に係る徴収金として納付された額をいい、法第十二条第一項ただし書（法附則第四条の規定により適用される場合を含む。）又は第二項（法附則第四条の規定により適用される場合を除く。）の規定の適用がある場合にはこれらの規定の適用後の額をいう。

四　特別法人事業税に係る還付金等に相当する額　法第十一条の規定により還付することとした同条第三項に規定する特別法人事業税に係る還付金等に相当する額であって、法第十二条第一項本文の規定の適用があるものをいう。

（地方財政法施行令の一部改正）

第三条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の見出し中「平成三十二年度」の下に「以後」を加え、同条中「平成三十二年度」の下に「以後の各年度」を、「については」の下に「、当分の間」を加え、同条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項」を削る。

附則中第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十条の見出し中「平成三十三年度」の下に「以後」を加え、同条中「平成三十三年度」の下に「以後の各年度」を、「については」の下に「、当分の間」を加え、同条を附則第十九条とする。

附則第二十一条を削り、附則第二十二条を附則第二十条とする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「附則第十七条」を「附則第十六条」に改める。

附則第五条中「附則第十八条」を「附則第十七条」に改める。

附則第六条中「附則第十九条」を「附則第十八条」に改める。

附則第七条の見出し中「平成三十三年度」の下に「以後」を加え、同条中「平成三十三年度」の下に「以後の各年度」を、「については」の下に「、当分の間」を加え、「附則第二十条」を「附則第十九条」に改める。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第五条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「あん分した額」を「按分した額」に、「地方法人特別税あん分額」を「地方法人特別税按分額」に、「賦課され、又は」を「賦課され又は」に、「について」を「において」に、「既に」を「既に、当該」に、「につき」を「について」に、「この項」を「この項において」に、「とき又は」を「とき、又は」に改め、「とし」の下に「当該残額が」を加え、同条第二項中「地方法人特別税あん分額」を「地方法人特別税按分額」に改める。

第九条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	第七十八条の二第一項第一号	同じ。）	同じ。）及び旧地方法人特別税に係る徴収金（旧地方法人特別税等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「廃止前暫定措置法」という。）第十二条第三項に規定する還付金等について廃止前暫定措置法第十三条第三項の規定により適用される法第十二条第二項の規定の適用がある場合には当該額に同項の規定により加算するものとされた額を加算した額をいう。以下同じ。）及び旧地方法人特別税に係る徴収金及び旧地方法人特別税に係る徴収金
	第七十八条の二第二項第一号	特別法人事業税に係る徴収金	特別法人事業税に係る徴収金及び旧地方法人特別税に係る延滞金
	第百十一条の四第一号	に係る延滞金	及び旧地方法人特別税に係る延滞金
相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）	第一条の十第五項第一号	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定を適用して計算した特別法人事業税	